

平成25年生駒市教育委員会第10回定例会会議録

1 日 時 平成25年10月22日(火) 午後5時30分～午後6時58分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 生駒市スポーツ推進審議会の答申について
- (2) 生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 生駒ふるさとミュージアム条例の施行期日を定める規則の制定について
- (4) 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の制定について

4 出席委員

委員長 山本吉延
委員 平本重次

委員(委員長職務代理者) 村田浩子
教育長 早川英雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長	峯島 妙	教育総務課長	真銅 宏
教育指導課長	伊東英治	学校給食センター所長	平田治樹
生涯学習課長	西野 敦	図書館長	向田真理子
スポーツ振興課長	中田和也	教育総務課課長補佐	藤本清夫
教育指導課課長補佐	吉村 茂	図書館南分館長	森 直美
図書館北分館長	平澤佐千代	教育指導課指導主事	浅井育代
教育指導課指導主事	吉川祐一	教育総務課庶務係長	松田 悟
教育総務課(書記)	松井 恵		

6 傍聴者 2名

午後 5 時 3 0 分 開会

○山本委員長：ただ今から、平成 2 5 年生駒市教育委員会第 1 0 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○山本委員長：日程第 1、前回及び前々回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○山本委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○山本委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 5 時 3 0 分から午後 7 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○山本委員長：ご異議なしと認め、第 1 0 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 5 時 3 0 分から午後 7 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○山本委員長：続きまして、日程第 3、諸般報告です。1 1 月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。

まず、教育総務部について、教育総務課、真銅課長、お願いいたします。

《 教育総務課長 報告 》

○山本委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いいたします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○山本委員長：それでは、これより議案審議に入ります。

日程第 4、報告第 1 8 号、生駒市スポーツ推進審議会の答申についてを議題といたします。

スポーツ振興課、中田課長から説明を受けます。

○中田課長：日程第4、報告第18号、生駒市スポーツ推進審議会の答申について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第1号の規定により、別冊のとおり報告するものです。

過日、5月15日付け「生駒市におけるスポーツ施設のあり方について」の諮問に基づき、第1回生駒市スポーツ推進審議会での審議以降、生駒市民間スポーツ施設利用検討懇話会3回、スポーツ推進審議会2回、地元説明会、体育協会及び北大和体育施設の利用団体14団体の説明会を経て、10月16日付けで生駒市スポーツ推進審議会会長から答申の提出がありましたので、それに基づき順次ご説明をさせていただきます。

この答申は、主に4つの項目から成っておりますので、各項目の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、「1 生駒市のスポーツ施設について」では、『全国の人口10万人から20万人都市、類似団体及び県内12市と比較した結果、施設数では他市との遜色はあまりない状況である。』

一方、市内スポーツ施設の配置状況については、各施設が北・中・南にほぼ均等に設置されている状況である。

なお、体育館、グラウンドは土曜、日曜日を除けば充足されている。』とされています。

また、『少年サッカーやグラウンド・ゴルフが盛んになっていることから、一部のグラウンドへの芝生化など市民がスポーツ施設を訪れたい、スポーツを楽しみたい、またスポーツを通じ地域の人々と人間関係を構築し、笑顔で元気に活動してもらえるよう施設の拡充を検討されたい。』とされております。

次に「2 サンヨースポーツセンターについて」では、『生駒市北部スポーツタウン構想をサンヨースポーツセンターで実施されるのであれば、市のスポーツ推進への効果は計り知れない。』とのことから、購入については、審議会としても望んでおられるものです。

次に、課題としては、『各自治会や団体への説明会においても交通の便が悪いことから、路線バスを延長し、土曜、日曜日等は増発を、また将来的には通常時の増発を含めて検討されたい。』とされております。

また、駐車場においては、『各種大会の開催や自主事業等を考慮すれば将来の駐車スペースを、宿泊施設の利活用については、近隣には民間宿泊施設もあることから、施設管理の手法も含めて検討すべきである。』とされております。

競技場の利用方法については、『陸上競技場とすることも一案であるが、種目制限、利用面積、利用者数、また使用料等のことを考慮すれば、多目的競技場として活用する方が、今後の生涯スポーツの振興に寄与すべき点が多である。』とされております。

また、サンヨーの使用料については、『より多くの市民に使用していただくためには、平日と土曜、日曜等との料金、また時間区分の料金及び、市外料金の設置など、市民が利用しやすいような金額設定を検討していただきたい。』とされております。

次に、「3 維持管理費について」の課題では、『懇話会の基本方針を尊重し、「サンヨースポーツセンターの購入に当たっては、北大和体育施設の立地条件及びサンヨースポーツセンターとの機能重複、財源捻出に鑑み、北大和体育施設の移転・拡充という形を取

るべきである。」を受けて、対応すべきであると考え。』とされております。

また、『利用料金制の採用を検討されるとともに、指定管理料にかかる維持管理費については、十分に精査の上、市負担が少なくなるよう工夫されたい。』となっております。

最後に「4 北大和スポーツ施設の廃止について」は、『現在の市内スポーツ施設において、北大和体育施設と同様な大規模住宅地に隣接するスポーツ施設は皆無である。

そのような中で、今後の北大和、真弓住宅地の住環境を考えれば、北大和体育施設を廃止し、サンヨースポーツセンターへの機能の移転・拡充はやむを得ない。と考え、北大和体育施設の廃止に関しては、現在の利用者への一定の配慮や近隣自治会等関係者との意見調整など、慎重に対応していただくとともに、最大限の配慮をしていただくようお願いしたい。』とされております。

以上でございます。

○山本委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○平本委員：答申の最後に、『現在の利用者への一定の配慮をお願いしたい。』とありますが、具体的にはどのような対応を考えていますか。

○中田課長：サンヨースポーツセンターは、北大和体育館から約6km離れているため、自家用車等を持たない主に小・中学生等の利用者への配慮といたしまして、近隣のイモ山体育館に夜間照明を、近隣の小学校に照光器を設置する予定でございます。

○平本委員：子どもたちに対する対策を中心に考えているということですか。

○早川教育長：大人の利用者への対応につきましては、グラウンド・ゴルフの方からもサンヨースポーツセンターは遠いとの声がありましたので、近隣の空き地を探しまして、そちらをご利用いただけるとご説明に伺いました。

大人にも子どもにも、日常の練習や試合に支障のないように対応してまいります。

○中田課長：補足ですが、路線バスの土・日増便と、バスの運行区間を学研北生駒から傍示を經由して獅子ヶ丘まで延長してもらうよう、奈良交通と協議しております。

○平本委員：増便やバスの区間延長に係る費用は市の負担ですか。

○中田課長：それにつきましても併せて協議中ですが、費用は市で負担しなくてはならないと思います。

○山本委員長：今ご報告いただいたものはあくまで答申ですので、これを受けて事務局

が内容に沿ったご努力をいただくということですね。

○早川教育長：答申の内容もふまえて、この教育委員会でも意見を出していただきながら、方向を決めてまいります。

○平本委員：今の施設の現状を維持したまま、市内の文化芸術に取り組む方を対象にアトリエとして貸すなどの援助があっても良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○中田課長：耐震診断が必要な施設でございますので、現状のまま貸すことは困難です。
また、高齢者や子どもの利用を考えますと、階段が多いのでバリアフリー化等の課題もございます。

○村田委員：答申としては、懇話会や視察を重ねられた結果のもので、良い内容になっていると思います。

○山本委員長：ほかにございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○山本委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第4、報告第18号、生駒市スポーツ推進審議会の答申については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○山本委員長：続きまして、日程第5、報告第19号、生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

生涯学習課、西野課長から説明を受けます。

○西野課長：日程第5、報告第19号、生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、報告させていただきます。

本件につきましては、生駒ふるさとミュージアムの附属設備の利用料金の額を定めるための改正でございます。

主な改正内容でございますが、まず、これまでのたけまるホール等の生涯学習施設、体育施設に加えまして、このたび博物館類似施設となります生駒ふるさとミュージアムの開館によりまして、規則の題名を「生駒市生涯学習施設等に関する規則」に改め、また、第1条中「別表第2」の次に「、生駒ふるさとミュージアム条例（平成24年10月生駒市条例第37号）別表」を加え、第3条では、生駒ふるさとミュージアム条例別表に規定する市長の定める額を別表第3のとおり、OHC、液晶プロジェク

ター小の附属設備の利用料金の額を他の生涯学習施設の料金と同様に定めたものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○山本委員長：別表3の附属設備の利用料金につきまして、OHCと液晶プロジェクターでは金額が異なりますが、どのような根拠があるのですか。

○西野課長：設備の購入金額と耐用年数を基に設定しております。

なお、ふるさとミュージアムのOHCと液晶プロジェクターはまだ購入しておりませんが、他の施設と同様に設定させていただきました。

○山本委員長：ほかにございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○山本委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第19号、生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○山本委員長：続きまして、日程第6、議案第19号、生駒ふるさとミュージアム条例の施行期日を定める規則の制定についてを議題といたします。

生涯学習課、西野課長、お願いします。

○西野課長：日程第6、議案第19号、生駒ふるさとミュージアム条例の施行期日を定める規則の制定につきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、昨年10月9日付けで公布いたしました生駒ふるさとミュージアム条例の施行期日を、開館の日を予定しております平成26年2月1日といたしたく、議案として提出いたします。

よろしく願いいたします。

○山本委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○山本委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第19号、生駒ふるさとミュージアム条例の施行期日を定める規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○山本委員長：続きまして、日程第7、議案第20号、生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の制定についてを議題といたします。

生涯学習課、西野課長、お願いします。

○西野課長：日程第7、議案第20号、生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の制定につきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、生駒ふるさとミュージアム条例第23条の規定により、制定するものでございます。

主な内容につきましては、まず、第2条で、指定管理者の提案により、子どもたちの日常生活に配慮して、開館時間を4月1日から10月31日までは午後6時まで、11月1日から翌年の3月31日までは午後5時までとしております。

次に、第3条では、月曜日と12月27日から翌年の1月5日までを休館日と定め、1月1日以外の祝日は曜日に関わらず開館いたします。

次に、第4条では、特別展観覧料の観覧券の交付について定めております。なお、常時に展示している資料の観覧は生駒ふるさとミュージアム条例第9条の規定により無料扱いとなります。

次に、第5条から第10条では、多目的室等の施設の使用に関することを定めております。

次に、7ページ下段の第11条では、資料の撮影等の許可についてを、8ページ上段の第12条では資料の貸出しについてを、さらに第13条では、資料の寄贈等に関しての手続きをそれぞれ定めております。

そして、第14条では、施設利用時の行為の禁止を定めております。

なお、この規則の施行日は、生駒ふるさとミュージアム条例の施行期日を定める規則と同様に平成26年2月1日からといたしております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○村田委員：撮影や資料貸出に係る各種申請については、指定管理者が許可するのですか。

○西野課長：事前に指定管理者と協議いたしまして、基本的な許可基準等を調整いたします。特別な事態が発生した場合は、教育委員会と協議の上、指定管理者に対応してもらいます。

○山本委員長：撮影等の許可をできない場合もあるのですか。

○西野課長：現在も、出版社から文化財等の写真の提供依頼をいただきますが、提供写真の著作権もございませし、寺や神社等は各施設の了承も必要です。また、出版物の内容の趣旨によって規制をかける場合もございませ。

○山本委員長：許可をするに当たって、費用は徴収しますか。

○西野課長：現在、費用の請求はしていません。しかし、出版された本を何冊か無料で提供していただいております。

○山本委員長：経費に関しては規則では決めていないということですね。

○西野課長：規則では定めておりませ。市の文化財を出版物に掲載することによって、生駒を全国に周知する機会にもなりますので、今後も費用の請求は考えておりませ。

○山本委員長：ほかにございませるか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませるか。

《 異議なし 》

○山本委員長：ご異議なしと認めませ。よって日程第7、議案第20号、生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決ませ。

~~~~~

○山本委員長：本日の審議事項は以上ですが、ほかに連絡事項等ございませるか。

○真銅課長：感謝状の贈呈につきまして、ご報告いたしまし。

生駒市表彰規則では、市民の模範となる行為をし、又は福祉の増進や自治の振興に貢献された方に対しまし、市民功労表彰や行政功労表彰を行うこととしておりませ。

先日の校園長会で、こうした表彰についてご案内したところ、生駒小学校で、平成11年から長年にわたり読書活動をサポートされている1団体、生駒台小学校から、ボラ

ンティアで地域の見守り・声かけ活動を5年以上にわたり行っていただいている2団体及び地域の1個人の方についての報告がございました。

そこで、関係部署とも協議させていただきましたが、特に地域の見守り活動については、現在、ありがたいことに取り組んでいただいているところも増えてきており、今後も多く出てくるものと思われまます。こうした取り組みに対して感謝申し上げ、また、幅広く表彰させていただく意味でも、今後、教育委員会で、市の規則に準じて感謝状を贈呈したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○早川教育長：これまで、学校長から感謝状を贈呈する事例はよくあったのですが、教育委員会からの感謝状はございませんでした。

そこで、教育委員会で承認を得て、教育委員会名で感謝状を贈呈すれば、より価値のあるものになるのではないかとということで、本日も提案するものです。

○山本委員長：基準となる規則はないのですか。

○早川教育長：現在、教育委員会としての規則はございませんので、市の規則に準じて、学校から推薦があった内容を判断したいと考えております。

○峯島部長：学校教育の分野では、学びのサポーターやスクールボランティアなどの様々な活動をしていただいていますので、教育委員会としてそれらの活動を認めて表彰したいと思ひます。

教育委員会の基準も必要とのことであれば、検討してまいります。

○山本委員長：推薦があれば承認するというのであれば、たくさん推薦する学校の関係の方に表彰が偏ることになります。広く子どもたちのために活動していただいたことに対して感謝申し上げるという気持ちは良いと思ひますが、表彰を価値あるものとするには、一定の基準を設け、内容を精査する必要があると思ひます。

○峯島部長：今回ご提案した内容につきましては、市の市民功労表彰の基準に準じて、5年以上活動いただいている団体や個人の方を対象としております。

学校に推薦基準を通知するに当たりまして、教育委員会としての内規等を作成したら教育委員会にかけさせていただきます。

○早川教育長：それでは、今回推薦があった件については、後日事務局から基準等を提示した上で、教育委員会でご承認いただき、感謝状を贈呈するというところでよろしいでしょうか。

○山本委員長：表彰の名義を教育長とするのであれば、事務局と教育長の間で承認されれば良いですが、教育委員会名にするのであれば、教育委員としても内容を知っておくのが筋だと思います。

○早川教育長：それも含めまして、もう一度事務局で内容を整理して、今後再提案いたします。

○山本委員長：よろしく願いいたします。
ほかにございますか。

○平田所長：給食センターから、給食献立の一部喫食中止につきまして、ご報告いたします。

10月18日の献立中、煮びたしに使用する小松菜にイモムシが付着しているのを調理中に発見し、この煮びたしの喫食を中止いたしました。

小松菜の調理方法としましては、まず、へたの部分包丁で切りおとしてバラバラにし、3回洗っております。その後、機械で細かく裁断するのですが、この段階でイモムシがついているのを発見したものでございます。残りの小松菜も確認したところ、さらに数匹のイモムシが見つかりました。その時点で、既にいくつかの学校分の調理は終わっておりまして、その中にイモムシが入っている可能性があるということで、全校喫食中止の通知いたしました。

保護者の方には文書で事情を説明し、煮びたしの喫食を中止したことをお知らせいたしました。

給食センターといたしましては、より一層の検品や洗浄作業の徹底に努めてまいります。

今回、喫食中止となった煮びたしの代わりとしまして、11月にムラサキイモチップスを追加する予定でございます。このムラサキイモチップスにつきましては、原料はさつまいも、砂糖、米油の3種類でございます。国の定めるアレルギー25品目のいずれにも該当しないことから、アレルギーを持つ子どもたちにも食べてもらえるものと考えております。

以上でございます。

○山本委員長：適正に対処いただいているということですので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○伊東課長：小中一貫教育懇話会及びいじめについてのアンケート調査の追調査の結果についてご報告いたします。

小中一貫教育懇話会は、9月の定例会でご報告申し上げましたように、懇話会参加者

の自主的な意志に基づいて、10月16日の懇話会において、最終的なまとめとなる座長まとめを検討いたしました。生駒北中学校区において小中一貫教育を推進していく方向で作成されておりますが、懇話会での議論に基づいて、座長において現在調整中でございますので、報告は次回、11月の定例会に提出いたします。

なお、一定の方向性を出すという当初の目的を達しましたことから、小中一貫教育懇話会は、10月16日の会議をもって終了することとなりましたので、併せてご報告いたします。

次に、いじめについてのアンケート調査の追調査結果をご報告いたします。

今年6月から7月にかけて、いじめについてのアンケート調査が昨年と同様に、すべての児童生徒を対象に実施されました。この調査結果はすでにお知らせしておりますが、先週、アンケート結果についての追調査が行われ、生駒市として別添のとおり県教育委員会に報告いたしましたのでお知らせします。

アンケートにおいて生駒市では今年度小中学校あわせて945人が、今年4月以降にいじめられたことがあると回答しましたと以前にご報告申し上げておりますが、(2)にありますように、その中で学校がいじめを確認して対応した件数は38件、(4)の学校がいじめではないことを確認した件数が907件、(6)の県教育委員会に市教育委員会が報告した件数のうち、いじめと確認した件数38件などを報告しております。いずれも今後いじめアンケートの結果として公表される際にこれらの数値も含めての公表になると考えております。

以上でございます。

○山本委員長：いじめアンケートの追調査の趣旨は何ですか。

○伊東課長：当初の調査では、子どもたち自身がいじめと認識した件数を報告いたしましたが、内容を詳しく調べますと、中にはいじめとは考えにくい事案も含まれており、当初の調査の数値だけでは正確ないじめの状況を把握できないため、追調査が行われたものでございます。

○山本委員長：主に、追調査票中の(2)学校がいじめと確認した件数、(3)学校がいじめであることの確認ができず見守りの状況にある件数、(4)学校がいじめでないと確認した件数を把握するための調査ということですね。

○伊東課長：その通りでございます。特に、(2)学校がいじめと確認した件数が公表されるものと考えられます。

○山本委員長：ほかに連絡事項等ございませんか。

○伊東課長：学校の状況についてご報告させていただきたいのですが、個人情報を含む

内容のため、非公開としていただきたくお願い申し上げます。

○山本委員長：それでは、学校の状況について、教育指導課からご報告いただきます。
なお、本件は個人情報を含む内容のため、非公開とさせていただきますがご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○山本委員長：それでは、これより非公開とさせていただきますので、傍聴者の方、本件関係職員以外の方はご退室願います。暫時、休憩します。

《 暫時休憩・傍聴者及び職員退室 》

以降非公開

~~~~~

○山本委員長：ほかにごございませんか。  
それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午後6時58分 閉会